

高鍋町告示第27号

令和5年第2回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月9日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和5年5月15日（月）

2 場 所 高鍋町役場議場

---

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
田中 義基君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
古川 誠君	永友 良和君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和5年 第2回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和5年5月15日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和5年5月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) [高鍋町  
介護保険条例の一部改正について]
- 日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [高鍋町  
税条例の一部改正について]
- 日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [高鍋町  
国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) [令和4  
年度高鍋町一般会計補正予算(第12号)]
- 日程第7 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) [令和5  
年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)]
- 日程第8 議案第36号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) [高鍋町  
介護保険条例の一部改正について]
- 日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [高鍋町  
税条例の一部改正について]
- 日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [高鍋町  
国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第6 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) [令和4  
年度高鍋町一般会計補正予算(第12号)]
- 日程第7 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) [令和5  
年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)]
- 日程第8 議案第36号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 

出席議員(14名)

1番	日高 正則君	2番	森崎 英明君
3番	橋 重文君	5番	春成 勇君
6番	兒玉 秀人君	7番	中村 末子君
8番	田中 義基君	10番	森 弘道君
11番	加藤 秀文君	12番	檜原 富子君
13番	松岡 信博君	14番	緒方 直樹君
15番	古川 誠君	16番	永友 良和君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君      事務局長補佐 井戸川 隆君  
議事調査係長 宮本 敦子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	小山 圭一君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	野中 康弘君
財政経営課長	……………	飯干 雄司君	建設管理課長	……………	吉田 聖彦君
農業政策課長	……………	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	…	杉 英樹君
地域政策課長	……………	山下 美穂君			
会計管理者兼会計課長	……………			……………	鳥取 和弘君
町民生活課長	……………	日高 茂利君	健康保険課長	……………	濱本 生代君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	渡部 忠士君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	岩佐 康司君			

---

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から令和5年第2回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。

おはようございます。令和5年第2回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、去る5月10日午前10時より、第3会議室におきまして議会運営委員全員、議長、副議長はオブ

ザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今回の臨時会に提案されます案件は、議案第31号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕外専決処分の承認を求めることについて4件、議案第36号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）の合計6件であります。

執行部から説明を受け、委員から説明資料の要求と本会議上での分かりやすい説明を求められました。

事務局の日程説明後、会期については本日5月15日の1日間とすることで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、日高正則議員、2番、森崎英明議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日5月15日の1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日5月15日の1日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第31号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第31号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。おはようございます。議案第31号（専決第1号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減免対象となる介護保険料に、令和4年度以前の年度分の保険料で令和5年4月以降に納期限が定められているものを加えるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、本改正は令和5年4月1日から適用することから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただくものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長。議案第31号（専決第1号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

新旧対照表は1ページになります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる介護保険の第1号保険料の減免措置に対する国費による財政支援は、令和4年度までで終了することとされました。

しかしながら、令和4年度末に資格を取得したことにより、令和5年4月以降の期間に普通徴収の納期限が到来する者の減免を行った場合は、令和5年度の特別調整交付金により財政支援が行われる予定であることから、減免の対象となる保険料に令和4年度以前の年度分の保険料で、令和5年4月以降に納期限が定められているものを加えるものでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第31号を起立によって採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第31号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔高鍋町介護保険条例の一部改正について〕は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第4. 議案第32号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第32号（専決第2号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和5年度税制改正の大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律において、軽自動車税などに関する改正が行われたこと、また、令和6年度から森林環境税の賦課徴収が始まることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同法律は令和5年3月31日に公布、同年4月1日から施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 議案第32号（専決第2号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

配付しております資料、高鍋町税条例の一部を改正する条例についてを御覧ください。

今回の改正は、令和5年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたこと、また、令和6年度から森林環境税の賦課徴収が始まることに伴い、関係する条項を改正し専決処分をしたものでございます。

なお、今回の改正に当たっては、法律等の改正に合わせて必然的に改正を必要とするものであること、独自の判断をする余地のない改正であること、改正漏れなどの事務ミス未然に防止する観点から、施行日にかかわらず一括で改正をしておりますので、御了承頂きたいと思っております。

改正の主なものでございますが、4点ございます。

まず、個人住民税関係では、森林環境税の課税に伴う改正で令和6年度から森林環境税が課税されることに伴い、個人住民税からの賦課及び徴収の方法等に関する規定を整備するものでございます。

次に、軽自動車税関係で3点ございます。

1点目が、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードの新設に伴う改正で、原動機付自転車の種別割の標準税率が適用される車両のうち、ミニカー及び特定小型電動機付自転車のいずれの要件にも該当するものについては、ミニカーに係る税率区分から除くこととし、全ての特定小型電動機付自転車に現行の第一種原動機付自転車と同一の税率区分を適用するものでございます。

2点目が、軽自動車税環境性能割に関する改正で、臨時的軽減措置の終了により関係する規定を削除するとともに、環境性能割の納付に関し不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に変更するものでございます。

3点目が、軽自動車税種別割に関する改正で、グリーン化特例の適用期限を3年間延長するとともに、先ほどの改正と同様に不正を行った自動車メーカーから不足額を徴収する際に、加算する割合を10%から35%に変更するものでございます。

最後に、施行期日につきましては、資料の裏面のとおりに令和5年4月1日、令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日からそれぞれ該当する条文が施行をされます。

以上で説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。森林環境税に関してですね、国の譲与税についての仕組み及びどのような事案に使えることができるのかお伺いしたいと思います。

また、環境負荷に関しては、全国での盗伐問題が出てきております。特に、再造林に関してなど、山のありようがひどい様相となっておりますけれども、森林環境税を持続可能社会構築に対しての使い方はどうなっていくのか、方向性を知りたいと思います。

それから、文言の改正、どのような影響があるのかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） まず、森林環境税の仕組みについて答弁をさせていただきます。

森林環境税とは、2024年、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円が徴収をされます。その税収の全額が国によって森林環境譲与税として都道府県及び市町村へ譲与されるものとなります。

森林環境譲与税は、市町村においては森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされているところでございます。

あと文言の改正というのは、その文言の改正につきましては、一応法律等に基づいて順じて改正をしているだけでございますので、特段影響があるものではございません。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。8番、田中義基議員。

○8番（田中 義基君） 8番。すいません、1点だけ。その改正理由の後段のほうに、今回の改正ということで3つほどありますけれども、今後もし例えば地方税法等の一部が改正されたりした場合には、こういった内容に該当すれば、もう一括して専決でということで条例改正をするという方向で進められるということよろしいのでしょうか。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） はい、議員の御指摘のとおりでございます。これまでは4月1日施行分を専決処分いたしまして、そのほかの施行分につきましては後日定例会等で改正を行ってきたところでございますが、昨年度の多分9月議会だったと思いますが、そのときにちょっと提案をさせていただきまして、既に御了承は頂いているというふうには思っておりましたけれども、一応今後につきましても、こちらの3点に該当する場合につきましては、一括での専決処分をさせていただきたいというふうに考えているところでござ

います。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。先ほどの私の質疑に対して、どのような方向で持続可能社会で使えるのか、使うことができるのかということに対しての答弁がなされておられませんけれども、それに対しての答弁を求めると同時に、先ほど税務課長より答弁がありました1,000円の徴収をされるということなんですけれども、都会の人たちも多分1,000円徴収されると思うんですね、これ国徴収分ですので。

そのお金がね、山林の面積に応じて配分されるのかとか、そういうところは具体的に決まっているのか私もちよっと知りたいんですよ。そうでないと、都会の人たちのところには山林というのはあまりないと思うんですね。だから、都会の人たちが納めたものであっても、それは地方に分配されることがあるのかということ。

それから、やっぱり先ほども言いましたけれども、全国の中で特に九州管内が盗伐が横行しているという状況。これに再生林ができていない状況というのをね、国はどのように勘案していくのか、そのためのやはり私たちは本当は意見書などを出すべきなんじゃないかなというふうに思うんですが、これは要するに譲与税として私たちのほうに来る分ですので、やはりその分が特段配慮される形での各自治体への配分ということにならないと、私は不公平感が出てくると思うんですね。

だから、山林を管理しているのは田舎の人で、税金は都会の人がもらおうと、譲与税をもらおうということになると、なかなか地方自治体の運営が厳しい状況が出てくるのではないかと私は推量されると思いますので、その辺のところをどういうふうにごちら議会の方も、どういうふうな対応をしていくべきかということも含めて、できればどういうところに使うのかということをしつかりと答えていただきたいと思います。

それから、1,000円の徴収に関しては、これはまだ国で方針がある程度固まっていない状況もありますので、多分自治体では答弁がしにくいかと思いますが、もし分かる範囲であればお答え願えたらと思います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。まず1点目、今後の方向性についていいですか、用途についてなんですけれども、令和元年度から高鍋町は森林整備意向調査準備委託を行っておりまして、人工林の管理を山林所有者に今後どのようにしていくのか調査を行う費用に充ててきております。

そのほか、町が行う山林の管理費用の財源としまして、令和5年度より譲与税の一部を基金に積み立てもしてきております。

今後についてなんですけれども、今後については、経営管理制度に基づいてなかなか森林の管理ができないというような人工林の部分を、公的に支援をしていくなど、そういった方向にこの財源を使用していきたいというふうに考えております。



それと、配分についてなんですけれども、これにつきましても人口割であったり、言われるように面積割であったり、そういった形で今現在は配分がされてきております。

国のほうも令和6年度からその森林環境税というふうになるということで、またその配分の在り方というのを今現在検討はされてきているようです。まだどういったふうに決まったというのは来ておりませんので、ここでの回答はできませんけれども、またその部分につきましては、また情報が入りましたらお知らせしていきたいというふうに思っております。

あと盗伐に関する部分の再生林がなかなか進まないという問題に関してこの財源がということだと思うんですけれども、この財源が充てられるかどうかということも、また国のほうには確認はしていきたいと思っておりますけれども、再生林、盗伐問題だけではなく、今再生林の問題というのが非常に大きな問題というふうになってきておりますので、全体的な再生林の問題も含めましてどのように活用がしていけるか、そこら辺をちょっと検討はしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕、賛成の立場で討論を行います。

その主な理由は、森林環境税に係る問題で先ほど答弁を求めましたが、これは国の問題に関するところであり、その配分については、私は国に委ねられている状況はよく理解しております。

ただし、盗伐を受けた住民の皆さんから本当に境界線も分からない、そしてその費用もなかなか出せない、そういう状況、そして年をとってなかなか再生林できないという方も多いと聞いております。そのような環境の中で、しっかりと森林環境税を高鍋のように人口割ではなく、森林の割合に応じた配分の仕方というのをしっかりと国に求めていくことも大切だと思っております。

議会でもそういうふうに対処をしていきたいと私は考えておりますけれども、これは賛成を得られなければどうしようもございません。ぜひ高鍋町にもこのような意見書なりお願いをしっかりと国にさせていただくということを要望して、賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第32号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕は、原案のとおり承認されました。

---

### 日程第5. 議案第33号

- 議長（永友 良和） 日程第5、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（黒木 敏之君） 町長。議案第33号（専決第3号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和5年度税制改正の大綱に基づく地方税法施行令の一部を改正する政令において、課税限度額の引上げや軽減判定所得基準額の見直しなどが行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同政令は令和5年3月31日に公布、同年4月1日から施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

- 税務課長（宮越 信義君） 税務課長。議案第33号（専決第3号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

配付しております資料、高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを御覧ください。

今回の改正は、令和5年度税制改正の大綱に基づき、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、関係する条項を改正し専決処分をしたものでございます。

改正の主なものは2点でございます。

まず、国民健康保険税応能分、所得割の関係でございますが、中間所得層の被保険者の負担に配慮した課税限度額の引上げに伴う改正で、後期高齢者支援金の課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。

次に、国民健康保険税応益分、均等割、平等割の関係でございますが、経済動向を踏まえた軽減判定所得基準額の見直しに伴う改正で、軽減判定所得を算定する際に被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減の場合28万5,000円から29万円に、2割軽減の場合、52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

施行期日は令和5年4月1日で、令和5年度の保険税より適用となります。

そのほか、今回の改正において金額の表記を〇〇万円から〇〇円へと改正をしておりますが、条例改正における数字の表記につきましては、平成25年度に本町で実施した本町例規集の表記の統一化において、金額を含む数字については算用数字を用いることとし、当該箇所において改正の必要が生じた際に併せて表記を改正することとしたところでございます。

今回の国保税条例の改正だけでなく、今後行われます他の条例等の改正においても金額の改正が行われる際は、同様に改正が行われますので、御了承頂きたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今担当課長の説明によって理解はしております。しかし、私が質疑を行いたいのは、なぜその22万円なのかということ、これは国が決めたからということになるんじゃないかなというふうに思うんですね。

今、納めたくても納められない所得の低い方、そして消費が本当に滞っており、値上げが相次いでおります。その中で、やはり例えば20万円を25万円とকাশしていく必要が私は逆にあったんじゃないかなと、課税限度額の引上げを、ちょっともう少し引き上げてあげないと大変な世帯があるのではないかなというふうに思ったんですが、そのことについてはどのように判断をされてきたのか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。今回の課税限度額の引上げの金額等につきましては、一応政令に基づきまして行っておりまして、町独自の判断をできる部分ではないというふうに考えておりますので、一応政令どおり今回改正をさせていただいたということでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕、賛成の立場で討論を行います。

私は先ほど質疑を行いました。本当に今消費が滞るぐらい大変な思いをされている住民の方がたくさんおられます。確かに、課税限度額引上げを自治体独自で行うことは難しいことだとは私も承知をしているところでございますけれども、国に対して本当に厳しい実

態をしっかりと把握していただくように、こちらからも要請文を出していく必要があるのではないかと考えております。

私は、自治体の判断でできないこと、それは十分承知しておりますので、このことは仕方のないことだと考えておりますので、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第33号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第6. 議案第34号

○議長（永友 良和） 日程第6、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第34号（専決第4号）〔令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）〕について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額が確定したことから、新型コロナウイルス感染症対応のための諸施策について財源の更正を行ったものでございます。

なお、交付金の額の確定が令和5年第1回高鍋町議会定例会の閉会后となりましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億855万8,000円を新型コロナウイルス感染症対応施策の財源として組み入れ、財政調整基金繰入金203万2,000円及びふるさとづくり基金繰入金2億652万6,000円を減額する財源更正のみでございますので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第34号（専決第4号）〔令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）〕について、詳細説明を申し上げます。

今回の専決処分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が確定したことに伴い、交付金を充てる事業の財源更正を行ったものでございます。

補正の内容について御説明いたします。

まず、歳入についてでございます。予算書は6、7ページでございます。

国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2億855万8,000円増額し、基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を203万2,000円、ふるさとづくり基金繰入金を2億652万6,000円、それぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、予算書8ページから15ページまででございますが、歳出予算額の増減はございません。

今回の補正につきましては、国庫補助金が増となったことによるものでございますが、事業費の増減は行わず、その分基金繰入金を減額するという財源の調整、いわゆる財源更正のみを行うものでございます。

なお、専決処分の日は令和5年3月31日でございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で詳細説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。国は、本当にコロナに対しては予算を湯水のように使ってこられております。しかし、ここに1つの疑問点があります。コールセンター費用についてあまりにも高額で、まるでトンネル予算のような気がしてなりません。大切なことは住民目線での予算編成であると考えますが、国はどうして自治体に対してコールセンター予算を一般事務費として配分しないのか、きちんと説明を受けてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 健康保険課長、お答えいたします。

町が実施しますコロナワクチン接種を円滑に行うために必要となる経費を、国は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として町の方に交付していただいております。町としてそのコールセンター業務で実施していくことにより、お一人お一人のワクチン接種に対する御質問ですとか、予約が円滑に行えるという判断でコールセンター業務をこの補助金を使いながら、これまでもワクチンの接種体制を確保してきたところでございます。

コールセンターの費用につきましては、不適切な支出等が生じていないかについてきちんと確認をしながら適切に執行するようというところで、国からは事務連絡が来ております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）〕は、原案のとおり承認されました。

---

### 日程第7. 議案第35号

○議長（永友 良和） 日程第7、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第35号（専決第5号）〔令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）〕について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、3月22日に開催された国の第8回物価賃金生活総合対策本部において、児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯や、その他の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給することが決定されたことにより、町内の対象世帯約140世帯に対し特別給付金を支給するための費用を計上するものでございます。

なお、特別給付金の概要及び支給要領が4月12日に国から示され、その中で特別給付金を5月末までに支給対象者の口座へ振り込むというスケジュールが盛り込まれたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,366万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107億3,542万1,000円とするものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第35号（専決第5号）〔令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）〕について、詳細説明を申し上げます。

今回の専決処分は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業として、住民税均等割が非課税の子育て世帯のうち、ひとり親以外の世帯に児童1人につき5万円を支給するもの

でございます。

対象となる子どもは250人、対象世帯は140世帯程度となる見込みでございます。

なお、住民税均等割が非課税の子育て世帯のうち、ひとり親の世帯につきましては、県から支給することとなっております。

補正の内容について、まず歳出から御説明いたします。予算書は8、9ページでございます。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費、需用費から委託料まで事務費として116万4,000円、負担金補助及び交付金として250人分1,250万円、合計1,366万4,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。予算書は6、7ページでございます。

この事業の財源は、全額国庫補助金で事業費補助金として1,250万円、事務費補助金として206万円を計上するものでございます。

また、既存の事務費の一部の財源更正を行い、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

なお、専決処分の日は令和5年4月20日でございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 住民の方から低所得でなくても、子どもには平等にしっかりと予算配分していただきたいと要望がありました。国の方針で決定していることとはいえ、子どもを持つ家庭からは「逆差別であるのでは」と、そういう意見も出ております。

このような問題に自治体としてはどのような取組を展開したいと考えているのか、お伺いします。

また、専決であることから、手続は進行していると思えますけれども、5月末日までには必ず支給されることについては確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） お答えいたします。

今回の専決分の給付金につきましては、国のほうが制度設計して非課税世帯の子ども1人当たり5万円という給付金を支給するものでございまして、その関係については、今回の補正予算で計上しているものでございます。

確かに、それ以外の課税世帯の方々も子育てでお金も入り用で大変だと思いますので、また今後そちらのほうについても、検討はしてまいりたいと考えております。

また、5月中に支給というスケジュールの件でございますが、今回、前回ですね、昨年度同じ令和4年度のこのくらいの時期に同じような給付金が実施されておるんですけども、そのときの対象世帯については、こちらでも分かっておりまして、その方々については今回5月26日に給付金を振り込むというスケジュールで事務を進めているところでござ

ざいます。

そのほか、家計急変だとか令和5年度の住民税が昨年度課税されていたが非課税になった世帯と、そういった世帯につきましては、追って対象者を絞りまして御案内し、給付するというスケジュールで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。  
以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）〕は、原案のとおり承認されました。

---

### 日程第8. 議案第36号

○議長（永友 良和） 日程第8、議案第36号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第36号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、防衛省の新田原飛行場周辺消防施設設置事業補助金の内示がありましたので、第3部の消防ポンプ自動車の更新に関する予算を計上するものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,111万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107億6,653万1,000円とするものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第36号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、消防団第3部の消防ポンプ自動車が導入から21年が経過し、老朽化しているため、更新しようとするものでございます。



それでは、詳細について歳出から御説明いたします。予算書は10、11ページでございます。

消防車購入に係る備品購入費、リサイクル手数料、自賠責保険、任意保険、重量税を計上しております。

続きまして、予算書は8、9ページ、歳入でございます。

補助金は、新田原飛行場周辺消防施設設置事業補助金、補助残額につきましては、財政調整基金繰入金及び消防ポンプ自動車購入事業債を充てることとしております。

併せまして予算書は4ページ、地方債補正でございますが、消防車購入に係る地方債を追加するものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。消防自動車購入予算の説明で、町長と財政経営課長の説明がございましたが、補助基準額の算定基礎はどういうふうになっているのか。備品購入費の全額からすると、ちょっと少ないのではないかというふうに考えているんですけれども、どうでしょうか。また、答弁の後にもう一回質疑は行いたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。今回補助率は3分の2でございますが、補助基準額の3分の2ということで、中村議員が今言われましたとおり、消防車の備品購入費が約3,000万円、それで補助金が1,100万円ですので、事業費からすると3分の1程度の補助率になろうかと思えます。

補助基準額につきましては、防衛省のほうで例えば消防専用電話装置を備えない場合については、52万5,000円を減額するといったような項目がありまして、補助基準額が1,727万8,000円ということでの3分の2の補助ということになっております。

説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） やはり防衛省からの補助となると、大体購入する金額の70%というふうに私たちは考えがちだと思うんですね。だから、いろんな形で、例えば教育関係でもそれぞれ違うんですよということで、この前の答弁でもあったと思うんですけれども、率は3分の2ということになっておりますけれども、算定基礎がこれだけ少ないと、今度は地方債を含めて、町債を含めて借金するわけですよ。これについては、やはり慎重に考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

だから、これをやっぱり防衛省ともしっかりと協議していきながら、補助基準の算定基礎そのものの引上げをしっかりとやっていただかないと、再編交付金についても、新富町の約10分の1ぐらいしか高鍋町は入ってきていないと思うんですね。再編交付金についても、高鍋町はいっぱいいっぱい、いろんな形で利用をさせていただいておる関係で、こ

こに充てるお金がないということが実態だと思うんですね。だから、やっぱり悠長には構えていられない部分があるわけですよ。

だから、できるだけ確かに補助が出るようなところというのを探していただけるというのは大変ありがたいんですが、それに対してもやはり防衛省の補助に対しても、算定基準、補助基準額の引上げというのを、しっかりとこれは防衛省の方にもお願いをする必要があるのではないかと考えますが、町長はそのことをどのようにお考えでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 防衛省、九州防衛局とは、もう常に話をしながら、常に基地のあるまち、我々は基地周辺市町村になりますので、その立場で常に補助等については、さらに高めていただく、あるいは様々な取組を常にお願ひしておりますし、いろんな基準の見直し等も常にお願ひしておるところであります。

また、今度再備されますF35B、これによってまたいろいろと新たな補助枠の変更等も出てくると思っていますので、油断なく、また的確にお願ひを常に行っているところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第36号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

先ほど質疑を行いましたけれども、防衛省に関してはF35配備も予定をされているところでございます。周辺自治体ではありますけれども、騒音を受けている地域からすると、もっとしっかりと対応していただきたいという要望もかなり出ております。高鍋町としては、こんなこと本当に大変なことであるということを、今、新富町では騒音の裁判も行われているところでございます。

このようなことを鑑み、全国にある基地の中で、新田原基地は特別です。ほかのところは海周辺にある滑走路が、新富町については上部にあるために、その騒音も格段にひどいということが実証されております。そのことを考えたときに、高鍋町の受ける騒音被害というのも、地元の皆さんからすれば大変な思いをされていることを私もよく存じております。

だからこそ、このような消防団の設備、学校の設備などに関して枠を設けなくて、しっかりと補助をしていただきたい、そのことを強く町長に申し上げて、賛成の討論いたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第36号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第36号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで令和5年第2回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時55分閉会

-----

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員